

電子マニフェスト研修会開催等事業

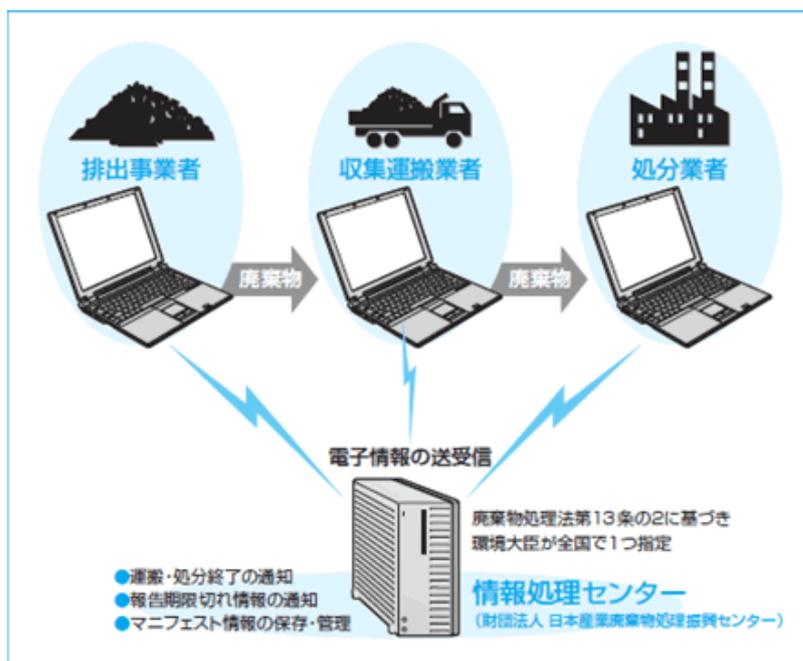
1 事業の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、排出事業者の責任は重いものであるが、その中には、処理業者に対して処理に関する事務を依存する傾向が強く、法律に関する認識が低い者も見受けられる。

一方、産業廃棄物に係る電子マニフェスト制度は、平成9年度の法改正で導入され、情報管理の合理化、不正使用

の防止に効果があり、本県においても、電子マニフェストの普及を図っているところである。

こうしたことから、排出事業者に対して電子マニフェスト普及を促進することにより、その責任を認識させるとともに制度の周知と法律に対する理解等を進めるため、研修会等を開催し、未加入者に対して加入を働きかける。



の防止に効果があり、本県においても、電子マニフェストの普及を図っているところである。

こうしたことから、排出事業者に対して電子マニフェスト普及を促進することにより、その責任を認識させるとともに制度の周知と法律に対する理解等を進めるため、研修会等を開催し、未加入者に対して加入を働きかける。

2 令和元年度実績

(1) 業務委託先

一般社団法人岡山県産業廃棄物協会

(2) 実施事業

- ・ 電子マニフェスト研修会の開催（79名参加）
- ・ 電子マニフェスト操作説明会の開催（39名参加）
- ・ 電子マニフェスト相談会の開催（3社参加）
- ・ 研修会参加者へのアンケートの実施
- ・ 産業廃棄物処理業者等へのアンケートの実施

(3) 県内電子マニフェスト普及率

51.4%（令和元年度実績）

【担当部署】

環境文化部 循環型社会推進課 産業廃棄物班